◆パブリックコメント手続きの流れ（フロー図）

実施機関による施策等（案）の策定

《実施機関》市長・教育委員会

パブリックコメント手続きの開始

※（注）市税の賦課徴収又は分担金、使用料若しくは手数料等の徴収に関するものは除く

《対象施策等》
・政策計画（総合計画、各部門別計画）
・条例（市政基本的・重要方針的条例）
（市民等への義務・権利の制限条例　※（注）

《意見募集対象者》
市民等
・住所を有する者
・市内事業者（法人含む）
・市内通勤者及び通学者
・事案に利害関係を有する者

①手続き実施の周知（予告）

《手段》
広報・市ホームページ

《予告内容》
・案の名称
・意見の提出方法、期間

②施策等の案の公表

《手段》市ホームページ、実施機関での閲覧など

《公表するもの》
・施策等の案
・施策等の案を理解するために必要な関連資料　など

●募集期間：原則1か月（短縮する場合あり）
●氏名等が明らかな意見のみ対象
●意見提出方法：郵便、ファックス、電子メール等

諮問

審議会

答申

実施

意見等を反映させ施策等の意思決定

《意見等の公表》
・意思決定に係る施策等を公表するとともに、提出された意見の概要及び意見に対する実施機関の考え方を公表